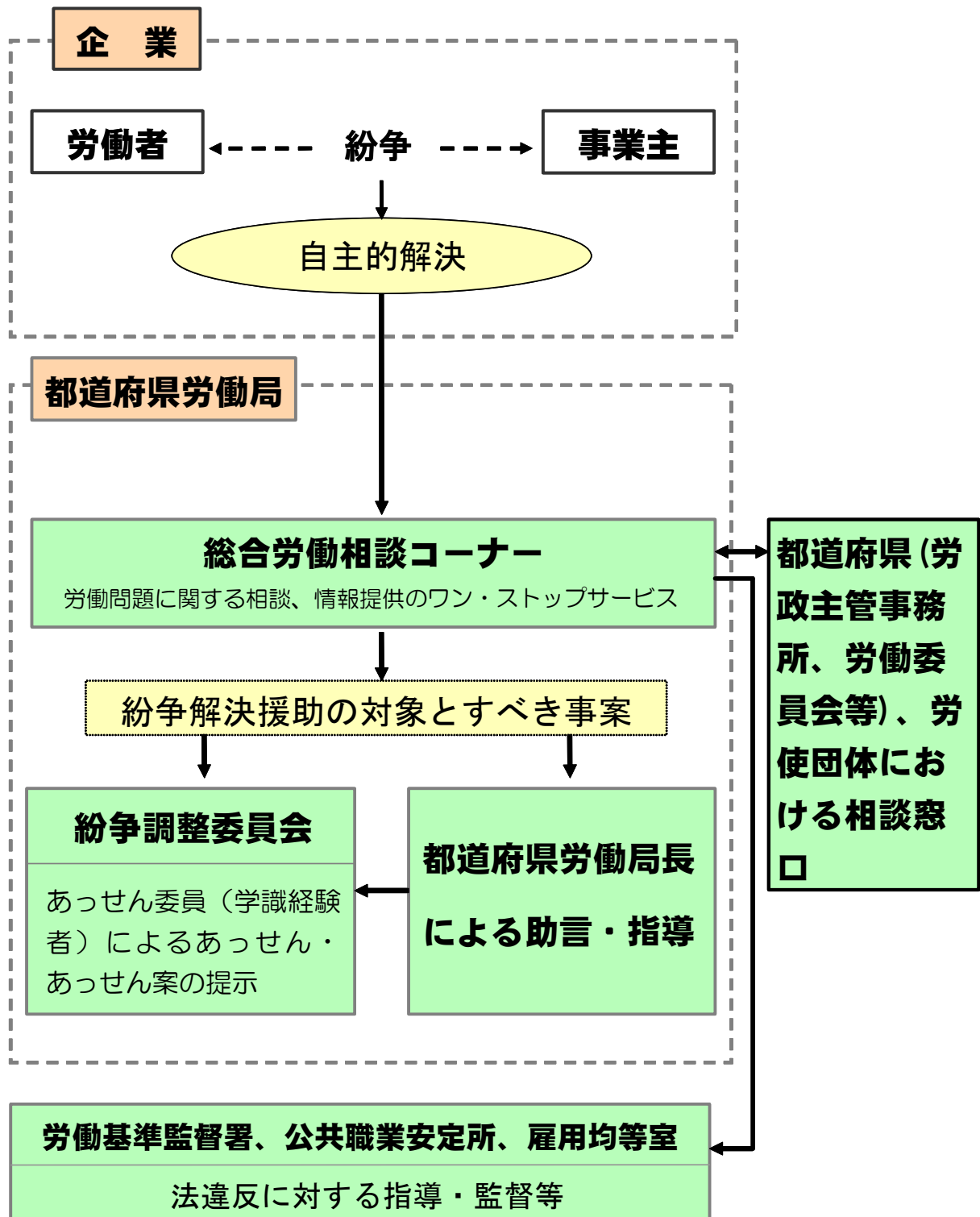


個別労働紛争解決システム



労働相談の専門機関における相談の例

1 東京都（労働相談情報センター）

- ① パートタイム労働者にも有給休暇の適用もあるということを事業主が認識していない事例
- ② 退職金は、労働基準法上に根拠があるわけではなく、就業規則に明記されている場合に支給義務があることを労働者が認識していない事例
- ③ 解雇と退職の違いを理解できておらず、労働者が事業主の求めるままに退職願を書いてしまう事例
- ④ 試用期間中であっても、14 日経過すれば労働基準法の適用があることを事業主が認識していない事例
- ⑤ 事前連絡もなく勝手に仕事を辞めてはいけないことを労働者が認識していない事例
- ⑥ 給与の全額払い・一括払いの原則及び相殺の禁止を事業主が認識していない事例 等

2 東京労働局

- ① 労働条件を書面で明示することを労使双方ともに認識していない事例
- ② 労働条件の不利益変更は、労働者の事前合意や引き下げについての合理的理由が必要であることを事業主が認識していない事例
- ③ 民法上の契約解除の方法等を労使双方ともに認識していない事例や労働者に義務を果たす意識・他者への配慮が希薄である事例
- ④ 法令知識や労務管理経験の少ない若い労働者が店長を任されることの多い多店舗展開をしている企業において、解雇の手続き等を事業主が認識していない事例
- ⑤ 解雇と退職の違いを認識できておらず、労働者が事業主の求めるままに退職届を提出してしまう事例
- ⑥ パワハラなどの人格権侵害についての不法行為責任やパワハラ等に対する社内教育の徹底等の必要性を事業主が認識していない事例 等

学習指導要領における主な記述

中学校

○ 現行学習指導要領における労働関係法制度に関する主な記述(平成10年12月告示)

第2節 社会

〔公民的分野〕

2 内容

(1) 現代社会と私たちの生活

イ 個人と社会生活

家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

(2) 国民生活と経済

ア 私たちの生活と経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのあらましや金融の働きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮して、専門用語を乱用したり細かな事柄や程度の高い事項の学習に深入りしたりすることを避け、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。

○ 新学習指導要領における労働関係法制度に関する主な記述 (平成20年3月告示)

第2節 社会

〔公民的分野〕

2 内容

(1) 私たちと現代社会

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

(2) 私たちと経済

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働

働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。

高等学校

○ 現行学習指導要領における労働関係法制度に関する主な記述(平成11年3月告示)

第1章 総則

第4款 総合的な学習の時間

- 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。
 - (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
 - (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。
 - (3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- 3 各学校においては、上記1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。
 - ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
 - イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
 - ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動
- 4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。
- 5 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。
- 6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
 - (3) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。
 - (4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
 - (5) 総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として上記3のイに示す活動を含むこと。
- 7 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「社会福祉演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動を

もって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合には、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。

第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- (2) 職業教育を主とする学科においては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。
 - イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
- (3) 学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保について配慮するものとする。
- (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。
 - イ 家庭、農業及び水産に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。
 - ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

第2章 普通教育に関する各教科

第3節 公民

第2款 各科目

第1 現代社会

2 内容

- (2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。

第3 政治・経済

2 内容

- (3) 現代社会の諸課題

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、労使関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費

者問題と消費者保護，公害防止と環境保全，農業と食料問題などについて，政治と経済とを関連させて考察させる。

第4章 特別活動

第2 内容

A ホームルーム活動

- (3) 学業生活の充実，将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。
学ぶことの意義の理解，主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用，教科・科目の適切な選択，進路適性の理解と進路情報の活用，望ましい職業観・勤労観の確立，主体的な進路の選択決定と将来設計など

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し，教師の適切な指導の下に，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。その際，ボランティア活動や，就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- (2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに，教育相談（進路相談を含む。）についても，生徒の家庭との連絡を密にし，適切に実施できるようにすること。
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成，教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては，ガイダンスの機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること。
- (4) 人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として，特別活動の全体を通じて行われるようにすること。その際，他の教科，特に公民科との関連を図ること。

研究会で取り上げられた労働関係法制度に関する教育・教材の一覧

関係団体等	労働関係法制度に関する主な活動や教材の内容	アクセス先
NPO法人人財フォーラム	静岡県を中心に、労働法教材の作成や高校における労働法講座の実施など。	人財フォーラム (http://www.jinzai.or.jp/)
NPO法人職場の権利ネットワーク	北海道を中心に、学校などへ専門家を派遣するなど、「ワークルール教育」の実現・支援に関わる活動を実施。	職場の権利教育ネットワーク (http://www.kenrik.jp/index.html#top)
厚生労働省	全国各地で就職を希望する高校生を対象に、就職活動に向けて必要な情報を提供する「高校生就職ガイダンス」を実施。	別紙「高校生に対する就職ガイダンス」を参照
東京都産業労働局雇用就業部	労働に関わる各種相談やセミナーを実施するほか、労働法をはじめ勉強する労働者あるいは使用者を対象にした「ポケット労働法」という冊子を作成。教材についてはホームページからのダウンロードも可能。	TOKYOはたらくネット「ポケット労働法2008」 (http://start.hrsys.net/)
労働政策研究・研修機構	高校生向けの教材「高校生就職スタートブック」を作成。また、指導者向けの「就職ガイダンスブック」や、フリーター向けの「就職サポートブック」も作成。教材についてはホームページからのダウンロードも可能。	労働政策研究・研修機構「就職ガイダンス支援サイト」 (http://start.hrsys.net/)
教育文化協会	若手組合役員や組合役職員を対象とする各種講座を実施。また、大学生に対して連合寄付講座を実施。	教育文化協会 (http://www.rengo-ilec.or.jp/)
UIゼンセン同盟	研修施設「友愛の丘」にて、労働法や労働条件の基礎知識などに関する労働者教育を実施。	UIゼンセン同盟「友愛の丘」 (http://www.uizensen.or.jp/activity/culture/01.html)

「高校生に対する就職ガイダンス」

- 就職を希望する新規高校卒業予定者等を対象に、地域の労働市場の状況や就職活動の進め方等を説明するほか、就職後に必要となる労働関係法令の基礎知識、正社員とフリーターとの働き方・賃金の違い等の情報を正確に提供することによって、円滑な就職活動を促進し、若年者の早期離職や、安易にフリーター・ニート化することを防止。

〔ガイダンスの内容例〕

- ・ 地域の労働市場に関すること
- ・ 就職活動の進め方、面接等への対応策
- ・ 社会人としての基礎的素養の向上
- ・ 労働関係法令の基礎知識
- ・ 正社員とフリーターの働き方、生涯賃金等の違い
- ・ 万一離職して就職活動を行う場合の支援窓口 など

実施 状況

〔平成19年度実績〕

○ 実施回数：828回

○ 実施校数：1,501校

○ 参加者数：38,185人